

改定案

芽室町教育大綱



令和4年12月(予定)

芽 室 町

■ 大綱策定の根拠

町長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、総合教育会議において協議の上、本町の教育、社会教育及び文化・スポーツの振興に関する総合的な施策について、その理念や施策の根本となる方針を定めるものとします。

■ 大綱の役割

この大綱は、町長と教育委員会が教育、社会教育及び文化・スポーツの振興に関する総合的な施策について、基本的な認識を共有するとともに密に連携して、施策を推進することを目的としています。

この大綱は、「第5期芽室町総合計画」における教育、社会教育及び文化・スポーツ等に関する部分を基本として策定したものであり、教育委員会では、この大綱を踏まえ「芽室町教育振興基本計画」を策定するものであります。

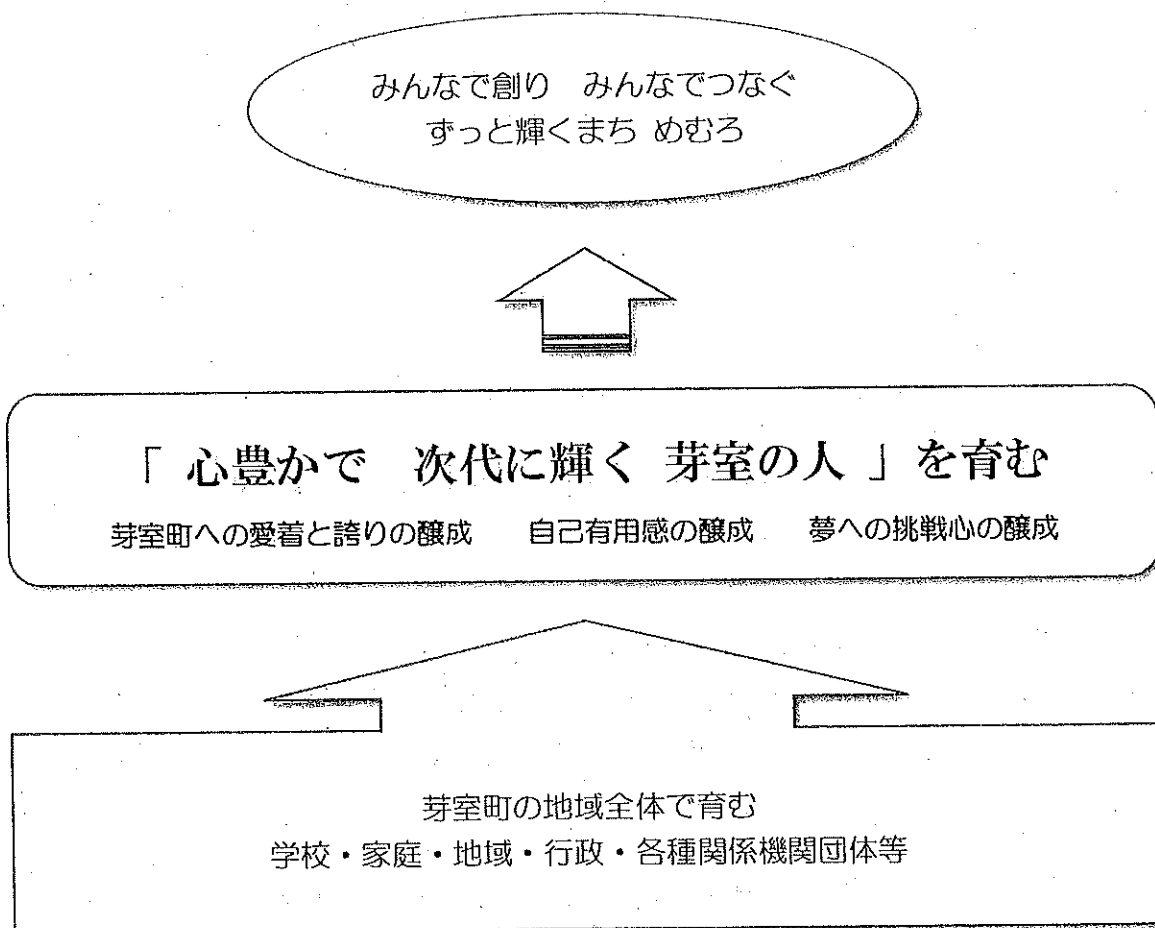
■ 大綱の対象期間

この大綱は、第5期芽室町総合計画（後期実施計画）に則し、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

1 基本理念

「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」を地域全体で育みます！

自然豊かで農業をはじめ、各種産業などが発展する芽室町を次代に継承していくためには、教育の果たすべき役割が益々重要となっていることから、目指すべき人財を「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」とし、我が町にずっと暮らし続けたい、我が町をずっと支え続けたいと思うことができる人財を芽室町の地域全体で育てていきます。



2 基本方針

基本理念の実現に向け、町長と教育委員会が連携しながら、誰一人取り残さない教育を念頭に「郷育・夢育」をキーワードとして、次の教育施策を推進します。

「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」を育む

(1) 芽室町への愛着と誇りの醸成

人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化等が進展する中、世界の中の日本、日本の中の芽室町などを意識しながら、道内・道外・国外のいずれの場所で暮らしていても、郷土愛を糧に自己実現を図ることができるよう、自分に自信を、ふるさと芽室町に愛着と誇りをもつ人を育む。

- ア 「めむろ未来学」における食農教育や地域学習、及び主権者教育、防災・安全教育等の推進
- イ 豊かな自然や歴史・文化、郷土芸能等に関する体験活動の推進、及び歴史・文化の伝承と振興、発祥の地としてのゲートボールの普及と振興
- ウ 学校運営協議会と地域学校協働活動の活性化によるコミュニティ・スクールの推進
- エ SDGsに関する取組など、主体的に課題解決に取り組む活動の推進

(2) 自己有用感の醸成

変化の激しい社会に対応するための確かな学力、豊かな心と健やかな体をバランスよく育むことにより、地域の未来を担うための資質能力の基礎となる自己有用感の高い人を育む。

- ア 社会的自立や自己実現を支援する幼保小の連携、小中連携・一貫教育の推進
- イ ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実による教育の質の向上、及びICT環境の充実
- ウ 道徳教育の充実、芽室町不登校支援システムを生かした、いじめ・不登校防止の取組などによる、生きる力の核となる豊かな心の育成

- エ きめ細かな指導を行うための少人数学級の推進や、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進、及びその環境整備
- オ 食と生活習慣・運動習慣の充実を図る取組による健やかな体の育成
- カ 多様な読書活動を支える学校図書館・町図書館の整備
- キ 教員の資質能力の向上を図る働き方改革の推進

(3) 夢への挑戦心の醸成

目標や夢の実現に向けて積極果敢にチャレンジし、持続可能な町づくりに貢献する人を育む。

- ア 「めむろ未来学」におけるキャリア教育や「芽室ジモト大学」をはじめ、自ら未来を創る体験活動や社会参加活動の推進
- イ 子供たちの夢や志を育む家庭の教育力向上に向けた支援
- ウ 各種スポーツをはじめ、多様なニーズに応える学習機会の提供
- エ 「一流を見て、聴いて、学ぶ」ことを重視した事業の推進
- オ 個々の可能性を広げる社会教育・社会体育施設の環境整備

